

- 4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。
 - 一 路線
 - 二 営業所及び乗降地点の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 運行系統
 - 五 道路法による道路（種類を明示すること）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置
 - 六 縮尺及び方位
- 5 法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 営業区域
 - 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
 - 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 運送の区間
 - 六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
- 6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。
 - 一 営業区域
 - 二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 縮尺及び方位
 - 五 第六条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第七条第三号中「第四条第四項第三号」を「第四条第八項第三号」に改める。
- 第八条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者が、廃止された一般乗合旅客自動車運送事業の路線と路線を共通にする部分について、廃止前に認可を受けていた運賃等の上限と同一の運賃等の上限の設定の認可の申請をする場合
- 第八条第四項中「法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等を同条第一項の認可を受けた運賃等の上限の種類、額及び適用方法と同じものとしよ」とする場合は、第一項の申請書にその旨を「第一項の申請書に法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等の種類、額及び適用方法」に改める。
- 第九条第一項中「第九条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 - 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。
- 第九条の次に次の二条を加える。
 - （法第九条第四項の合意しているとき）
 - 第九条の二 法第九条第四項の合意しているときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）において協議が調っているときとする。

- （地域公共交通会議の構成員）
- 第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。
 - 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者
- 第十条の見出し中「小さい」の下に「運賃及び」を加え、同条第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、「により」の下に「運賃及び」を、「者は」の下に「運賃（第一項第一号八に掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の三十日前までに、同号八に掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」を加え、料金設定（変更）届出書」を「運賃及び料金設定（変更）届出書」に改め、同条第二号中「とする」の下に「運賃及び」を、「路線」の下に「又は運送の区間」を加え、同条第三号中「とする」及び「新旧の」の下に「運賃及び」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
 - 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 第十条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 - 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。
 - 一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃
 - イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）に係る運賃
 - ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものに係る運賃
 - ハ 一時的な需要のために地域及び期間を限定して運送するものに係る運賃その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃
 - 二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃（地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して国土交通大臣が認めたものを除く。）
 - 三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃
- 第十条の四第二項を次のように改める。
 - 2 法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 設定又は変更しようとする料金を適用する営業区域
 - 三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- 四 実施予定日